

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：600点)

審査は揖斐川町ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が360点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点(150点)

- ・ 対象：【別紙 1】 CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法

(1) 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点（△3点）
- ・ 「必須」の項目に△：該当1項目につき、減点（△2点～0点）
- ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき、減点（△2点）
- ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき、減点（△1点～0点）

※必須、推奨とも、△の場合は備考欄に記入された内容について必要に応じて調査を行い、CMS機能として実現可能な代替案に相当するかを町で判断し減点する。

2.2 提案評価点(350点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点(100点) ※価格点＝ア点＋イ点

2.3.1 構築費用(ア点)

- ・ 対象：【様式 5】 費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点はア点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

【別紙 3】 審査実施要領

「価格点＝ア点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

2.3.2 保守費用(イ点)

- ・ 対象：【様式 6】 費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法

(1)費用見積書を事務局が採点する。

(2)採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点はイ点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝イ点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1 全提案者中最も低い見積価格（5年間の合計を5で除した額）

※2 当該提案者の見積価格（5年間の合計を5で除した額）

3. 二次審査(配点：400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点(400点)

- ・ 対象：プレゼンテーションおよび質疑応答
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1)日時：令和7年10月22日（水）～24日（金）のうち一日を予定

(2)場所：揖斐川町役場（別途連絡）

(3)出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4)実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分）

(5)プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - ア) テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
 - イ) 公開申請、承認フローの運用方法
 - ウ) 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理

【別紙 3】 審査実施要領

方法

エ) その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(7) その他

プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

5.1 提案者が1社の場合の取り扱い

(1) 一次審査を実施し合計点が360点以上の場合、二次審査を実施する。

(2) 一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

5.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

(1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

(2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

(3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

(4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。